

寒河江型探究教室（プログラミング編）運営業務
寒河江市簡易公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

寒河江型探究教室（プログラミング編）運営業務

2 目的

「CLAAPIN SAGAE（クラッピン サガエ）」において、歴史、自然、生物、芸術等、さまざまな題材を下地に、その成り立ちや構造を探究する独自の寒河江型探究プログラム（以下、「プログラム」という。）を官民連携により開発・提供することで、体験した子どもたちが現代社会を生き抜く力である「非認知能力」や「課題解決能力」を育み、人材育成の側面から地場産業支援につなげるとともに、子育て世代をターゲットに新たな交流人口を創出する。

また、クラッピンサガエにおける今後のイベントに繋がるような事業を展開していく。

プログラミング編では、プログラミングをテーマにしたプログラムを月1回程度（計5回）実施するものとする。

3 業務概要

(1) 業務内容

別紙「寒河江型探究教室（プログラミング編）運営業務」仕様書による。

(2) 委託場所

「CLAAPIN SAGAE（クラッピン サガエ）」、市立図書館、市文化センターなど

(3) 委託期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

本業務に係る委託料の提案上限額は、1,750,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、当該限度額はプログラム5回分の実施に要する経費を見積もること。

4 参加資格要件

簡易公募型プロポーザル方式に参加する者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

(2) 寒河江市独自の探究教室を企画運営するには、名産品や自然環境、歴史的資源等をよく理解し、それらを日常的に活用していることを必要とするため、西村山地域内に本社・支社をおく企業、又は、これまでクラッピンサガエを利用してイベント及び講座を実施した実績があること。

(3) 寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第12号）第25条第2項の規定による競争入

札参加有資格者名簿に登載されている者であること。ただし、登録されていない者であっても、参加申込書等の提出期限までに登録申請をし、本市が受理した場合は参加資格を有するものとする。

- (4) 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 寒河江市業務委託契約約款第38条第1項第10号に該当するものでないこと。

5 スケジュール

項目	日程
プロポーザル実施の公告	令和8年 6月 3日 (水)
質問書の提出期限	令和8年 6月 11日 (木)
質問書に対する回答	令和8年 6月 12日 (金)
参加申込書の提出期限	令和8年 6月 12日 (金)
企画提案書等の提出期限	令和8年 6月 25日 (木)
一次審査 (応募者多数の場合)	令和8年 6月 26日 (金)
プレゼンテーション・ヒアリングの実施予定日 ※参加申込状況によって日時変更あり	令和8年 7月 7日 (火)
審査結果の公表・通知	令和8年 7月 上旬
業務委託契約の締結	令和8年 7月 上旬

6 実施方法

(1) 参加申込書の提出

簡易公募型プロポーザル方式への参加を希望する者は、参加申込書を以下のとおり提出するものとする。

- ① 提出書類：簡易公募型プロポーザル方式参加申込書 (様式第2号)
- ② 受付期間：令和8年6月3日 (水) から同年6月12日 (金) まで (市の休日を除く。)
- ③ 受付時間：午前9時から午後5時まで
- ④ 提出場所：〒991-0021
寒河江市中央二丁目2番1号
寒河江市子育て推進課 こども支援係
TEL/0237-85-0906
- ⑤ 提出方法：持参又は郵送 (必着) によるものとする。
- ⑥ その他：参加申込書等提出後に辞退する場合は、辞退書 (任意様式) を上記④まで提出すること。

(2) 質問書の提出

事業内容や本実施要領等に質問がある場合は、以下により質問書を提出すること。

- ① 提出書類：質問書 (様式第4号)
- ② 提出期限：令和8年6月11日 (木) 午後4時まで

- ③ 提出場所：参加申込書提出先に同じ（寒河江市子育て推進課 こども支援係）
- ④ 提出方法：電子メール又は郵送（必着）によるものとする。
電子メールアドレス：kosodate@city.sagae.yamagata.jp
- ⑤ 回答方法：回答が必要と判断される事項は市ホームページに掲載する。また、質問の回答内容は実施要領の追加又は修正とみなす。

(3) 企画提案書の提出

以下により企画提案書を提出すること。

- ① 提出書類：企画提案書（様式第6号）及び参考見積書（様式第7号）
- ② 提出期限：令和8年6月25日（木）正午まで
- ③ 提出場所：参加申込書提出先に同じ。
- ④ 提出方法：持参又は郵送（必着）によるものとする。
- ⑤ 提出部数：15部を提出し、内1部は正本として提出者の押印を行うこと。
- ⑥ その他
様式等は市ホームページ「入札情報」からダウンロードすること。

7 審査

寒河江市プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき実施する。

(1) 企画提案・ヒアリング

審査委員会は、企画提案について以下の審査基準に基づいて評価し、評価点が高い順に受託候補者1者と次点者1者を決定する。

プレゼンテーション（20分）及び質疑応答（10分）を予定し、実施時刻については別途通知する。なお、プレゼンテーション時の追加資料の提出及び提示は認めない。プレゼンテーション時にパワーポイント等で資料を作る場合は、企画提案書にそって作成することとし、順番の変更や追加資料の提示をしてはならない。

※プロジェクター、スクリーンは準備しますがその他必要な機器は応募者が準備してください。

(2) 審査基準及び配点

- ① 会社の実績・業務実施体制 30点
(同種または類似業務の実績等、実施体制の妥当性等)
- ② 企画提案内容 70点 合計100点

	項番	評価項目	審査基準	配点割合
実績・業務実施体制	1	同種・類似業務の実績	本業務を遂行するために必要な業務実績（同種・類似業務）を十分に有しているか。	10
	2	業務実施体制	本業務を迅速に遂行するため、十分なスタッフ等を配置しているか。	10
	3	配置予定者の実績	責任者および主担当者が本業務に必要な知識や業務遂行能力を十分に有しているか。	10
企画提案内容	4	業務計画	本業務を遂行するために、適切な作業工程が設定されているか。	10
	5	独創性	独創性があり、楽しみながら学べる工夫がなされているか。	15
	6	集客性	参加率向上に向けた工夫がなされているか。	10
	7	地域性	地域の特色等を考慮した企画内容となっているか。	10
	8	情報発信	興味や参加意欲を喚起するような発信方法や周知の工夫が提案されているか。	10
	9	プレゼンテーション	プレゼンテーション及びヒアリングが分かりやすく、説得力があるか。	5
	10	参考見積額	参考見積額の高低について評価する。	10
計				100

(3) 応募者が多数の場合の取扱い

応募者が多数の場合、企画提案書等の書面審査による一次審査を行う場合がある。

この場合、上位数社を一次審査通過者とし、一次審査通過者を対象としたプレゼンテーション等への参加通知を行う。一次審査非通過者については別途通知する。

(4) 応募者が1者又はない場合の取扱い

① 応募者が1者の場合、審査委員会による評価を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は当該応募者を受託候補者として決定する。

② 応募者がない場合、審査委員会に諮った上で再度募集するものとする。

(5) 審査結果の通知

審査の結果を郵送により通知する。

8 契約

受託候補者と随意契約により契約締結を行う。ただし、辞退することが適当と認められる理由により受託候補者が辞退した場合は、次点者と契約する。

9 失格事項

本プロポーザルの応募者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に修正を行った場合
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかった場合
- (5) 虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 審査結果に影響を与えるような不正が行われた場合（行われたと疑われる場合も含む）

10 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 原則、提出書類は返却しない。なお、審査の過程で複製を作成することがある。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る経費は、応募者の負担とする。
- (5) 審査結果等に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けないものとする。
- (6) 応募者の個人情報の取扱いについては、作品の審査においてのみ利用する。

11 担当課

本業務の担当課は次のとおりとする。

寒河江市中央二丁目2番1号

寒河江市子育て推進課 こども支援係

TEL／0237-85-0906

電子メール：kosodate@city.sagae.yamagata.jp